「宇治田原町ふるさとの品開発支援補助金」事業者提案募集要項

　宇治田原町の持つ地域特性を活かし、産業の振興及び経済の活性化並びにふるさと納税による地方創生を目的として、クラウドファンディング（以下「CF」という。）による資金調達を活用した「宇治田原町ふるさとの品開発支援事業」を実施します。

　魅力あるふるさとの品を新たに開発していただく方、また、既に登録いただいているふるさと納税の返礼品に改良を加え更なる魅力アップをお考えの方を次のとおり募集します。

１　提案募集に係る事項

（１）概要

　　町は、地場産業の振興による地域活性化を目的に、魅力的なふるさと納税の返礼品を開発または改良する取り組みを行う事業者に対し、補助金により支援を実施します。

　　事業者等からの提案を公募し、生み出される魅力的なふるさとの品について、町において審査を実施いたします。

　　採択された事業提案については、町が、CF等による寄附を募集します。

　　募集期間内に寄附の目標金額（以下「寄附目標額」という。）を達成、または寄附上限額に達すれば、宇治田原町ふるさとの品開発支援補助金交付要綱の規定により、事業者へ補助金を交付します。

　　採択事業者は、当該補助金を活用して提案事業を町内にて実施していただきます。

　　もっと多くの人に商品を知ってもらいたい、提供していきたい。そんな方々の背中を押させていただき積極的に支援していきます。

（２）補助金額

　　交付する補助金はCF等により資金調達し、寄附額の10分の4の額(1,000円未満の端数が生じた際は切り捨て）とします。

寄附対象額に達しなかった場合については、あらかじめ下記のどちらかを選択していただきます。

|  |
| --- |
| □ プロジェクト失敗として事業は実施せず、補助金も受けない。  □ 寄附実績額に応じた補助金を受け、残りの必要額は自己資金等により補完し、事業実施する。 |

（３）補助限度額

　　寄附目標額を超えた場合は、補助対象経費の範囲内で補助金を交付します。

補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

（４）補助対象事業等

　〈補助対象事業〉

・新たなふるさとの品を開発する事業

・既に返礼品として登録しているふるさとの品に改良を加える事業

　　※ふるさとの品：町のふるさと納税の返礼品として登録可能な産品や体験

〈補助対象経費〉

・工場、作業場等の建物取得に係る建設費

・建物付帯設備の整備又は取得に要する経費

・新たなふるさとの品の開発に要する構築物の取得及び機械装置等の取得に係る経費

・建物賃借による増改築費

・試作費

・備品購入費(新たなふるさとの品の開発に要するものに限る。)

・委託費(新たなふるさとの品の開発に要するものに限る。)

・外部評価費(新たなふるさとの品の開発に要するものに限る。)

・その他新たなふるさとの品の開発に必要と認める経費

　〈備考〉

　　　公租公課、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、土地の造成費、土地の購入費、その他社会通念上適切と認められない費用は除く。

　〈留意事項〉

・補助金申請にあたり、税の滞納のないことの証明や法人の場合は関連資料等、必要な書類を添付いただきます。

・補助金額を超えた金額は事業者負担となりますのでご留意願います。

・補助金交付後に交付対象事業が、完了予定日までに事業の履行が見込めない場合などは既に交付した補助金額の全額もしくは一部を返還いただきます。

・補助金の交付事業はいかなる事情があっても、事業の開始から5年間は、事業を継続する義務を負います。

・補助金交付後5年間は町の求めに応じ、事業報告等、必要書類の原本を提出する義務を負います。

・町の他の補助制度の対象となる事業については、補助対象外とします。

・収入として「他団体等補助金・助成金」、「協賛金」などが計上される事業について、町の補助金が補助対象経費に対して二重交付や過払いとならないよう、町の補助金を調整し交付する場合があります。

（５）補助対象者

・新たに開発したふるさとの品を、町のふるさと納税の返礼品として登録する意思を有する者又は既存のふるさとの品に対して改良を行った後、引き続き町のふるさと納税の返礼品として登録する意思を有する者

・町内に事業所を有する者で、交付決定の日から5年以上継続して補助事業を行う意思を有する者

２　企画提案公募参加資格

　① 中小企業基本法(昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる個人、法人

　② 自らが事業の実施主体である個人、法人

③ 町内に本社、支社、営業所等の拠点が立地し、ふるさとの品を生産、製造、付加価値を伴う加工等を行う個人、法人

④ 宇治田原町暴力団排除条例（平成25年条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者又は暴力団員等と密接な関係を有しない者

⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない個人、法人

　⑥ 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしていない個人、法人

　⑦ 町税を完納している個人、法人

　⑧ 宗教活動や政治活動を目的としていない個人、法人

⑨ 要項の配布時から補助金交付決定までに、宇治田原町指名競争入札参加者指名停止に関する要綱（平成25年要綱第19号）第2条第1項に規定する指名停止の措置を受けていない個人、法人

３　応募要項の配布期間及び提出

（１）配布期間：令和7年6月19日（木）～令和7年7月31日（木）

（２）配布場所：宇治田原町のＨＰにて配布

（下記のURLからダウンロードしてください。）

　　www.town.ujitawara.kyoto.jp/soshiki/kikakuzaiseika/furusatonouzei/3682.html

（３）資料の提出及び期限

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 部数 | 提出期限 |
| 企画提案書 | 2部 | 令和7年7月31日（木） |

（４）提出場所：宇治田原町役場　産業観光課

　　　　　　　　〒610-0289　宇治田原町大字立川小字坂口18番地の1

（５）提出方法

土、日、祝日を除く午前8時30分から午後５時15分の間に、提出書類を持参した後に、Email（shoukou@town.ujitawara.lg.jp）で電子データを送付してください。

（６）企画提案に関する留意事項

　　ア　複数の提出の禁止

　　　　同一の個人、法人が、同時期に複数の申請をした場合は、失格とします。

　　イ　応募内容の変更禁止

応募（提出）された書類の変更は原則としてできません。ただし、町が補正等を求めた場合は除きます。

ウ　虚偽の記載に対する取扱い

　　　　応募（提出）された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

　　エ　応募（提出）された書類の取扱い

　　　　応募（提出）された書類は、いかなる理由に関わらず、返却に応じません。

　　オ　選考結果の疑義

　　　　一切認めません。

　　カ　著作権の取扱い

　　　　提出書類に含まれる著作物の著作権は、提出者に帰属します。

　　キ　提出書類の複製等

提出された書類は、業者選考の目的の範囲で複製することがあります。なお、提出された書類（複製した書類を含む）は業者選定以外の目的で使用はしません。

　　ク　守秘義務

本企画提案の参加不参加を問わず、本業務において知り得た情報は、本業の目的外に使用し又は第三者に開示もしくは漏洩してはなりません。また、本業務への関わりが無くなり次第、町から配布された資料がある場合は返却し、その他知り得た情報については、適切に廃棄してください。

４　CF等について

（１）事業採択

事業提案の選考の結果、採択された提案について、町においてCFを実施します。

寄附募集期間は、年度末までの期間内で協議の上、決定します。

（２）補助金額の算出

提案時に提出された企画提案書内に記載された額より算出します。

（３）補助金の支払い

補助金の支払いについては、補助金交付要綱に基づき、目標額達成後、またはCF等終了後、協議の上、当該事業者（以下「補助事業者」という。）からの補助金交付申請により交付決定、補助金支払いを予定しております。

実績払いを原則としますが、経済的な事情など事業を達成するため、完了前に補助金を交付する必要があると特に認める場合は、補助金の全部又は一部を概算交付します。

補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

５　補助に関する留意事項

（１）損害賠償

当該補助事業の遂行中に、補助事業者が町または第三者に損害を与えた場合は、直ちに町にその状況及び内容を報告してください。また、損害賠償の責任は補助事業者が負うもとします。

（２）事故

当該補助事業の遂行中に事故があったときは、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに町に報告しなければなりません。

６　提案募集の停止・中止または取消し

町の施策方針変更や緊急等やむを得ない理由により、提案募集を実施することができない場合、停止・中止又は取消すことがあります。この場合、提案者において損害が生じても、町はその損害について一切負担しません。

７　審査結果

　　審査結果については、提案の採用有無にかかわらず応募いただいたすべての応募者に、企画提案書提出期間終了後2週間以内を目途に文書で通知します。

８　企画提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格となります。

① 提出書類に虚偽の記載があった場合

② 審査の公平性を害する行為があった場合

③ 企画提案内容の補足説明を求めたにも係らず、補足説明しなかった場合

④ その他、この事項に記載する事項に違反したとき、又は企画提案にあたり著しく信　　　　　　　義に反する行為等があった場合

９　企画提案に要する費用負担

　　企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とします。

１０　採択後の協議

採択された提案内容に関して、企画提案書の審査後に町と詳細について協議させていただきます。協議の結果、CF等の実施内容・寄附目標額等について変更が生じることがあります。

１１　その他

　　提出された企画提案書は返却しませんのでご了承ください。

★提出書類　　企画提案の応募にあたっては、次の書類を提出してください。

|  |
| --- |
| ◆　応募書類（以下書類は応募代表者が提出するものとします。）  〇 企画提案書　2部  〇 補助対象経費の根拠となる資料（概算見積書）　【任意様式】　2部  〇 提案事業者の過去の事業実績がわかる資料　2部 |